

# 会 議 要 録

【事務局】

総合政策部復興支援課

教育委員会生涯学習課

会議名 大洲市地域自治組織再編に係る検討経過説明会  
 日 時 令和4年11月28日（月） 14:00～17:30  
 場 所 大洲市役所2階大ホール  
 出席者 自治会長 27名（公民館長兼務4名、代理1名含む）  
 公民館長 17名、分館長 9名  
 市長・事務局 17名（関係部署5名含む）  
 傍聴者 3名

議事内容（要旨）	
1 開会 2 市長あいさつ 3 説明・質疑応答	
1 大洲市地域自治組織再編検討会議 2 基本方針を踏まえた地域自治組織再編検討会議における方向性 項目1 新たな地域自治組織（組織の一元化） 項目2 活動拠点施設（コミュニティセンター化）	
自治会長	高齢化社会をはじめ、人口減少や限界集落の到来などの現状からすれば、再編の検討はやむを得ないと考えるが、今以上に地域が低迷をするような、住民サービスが低下するような再編に賛成するわけにはいかないと考えている。なぜ、今の時期に再編をしなければならないのか、数年すれば、区がなくなる地区もたくさん出てくる。私の地域でも1人しかいない区があり、区として成り立っていないが、当然、住民がいるので、自治会で面倒を見なければいけない。この状況の中で、再編をすると、さらにマイナス現象が起きるのではないかと。河辺地区には、4つの自治会があるが、これが統合するとなると、面積5万3,000平方キロメートルの地域を1つの自治会では、細やかに見ていくことができるかできないか、あとどうなるものかという心配をしている。その対策として何かを考えていくべきである。この自治会の統合については、人口の密集地と周辺部と同じ条件ですることは、困難な先行きがあるのではないかと、無理があると感じているが、その点、お伺いしたい。
事務局	現在、人口減少や高齢化が進む中で、担い手として若い方が役職等の後任を受けている方が少なくなっていること、地域での事業等に参加される方が同じであることなど、現在の自治会の活動をそのまま続けていくことでの不安、何か対策をしないとイケないという意見は何っている。このタイミングでの再編はいかがなものかとの意見だが、自治会の活動が立ち行かなくなってからでは遅いので、今後、5年後10年後20年後を見据え、早めの対策を行うことで持続可能な自治会活動ができるようにとの考え方から、この地域自治組織の再編を行おうとするものである。 また、河辺地域の山間部における高齢者が多い集落と、市内のような人

	<p>口密集地とでは、いろいろ状況も違うのではないかとこの意見だが、地域での見守りがしづらくなっている状況は、決して山間部だけの問題ではなく、実際、市内においても高齢者で、かつ独居世帯が増えている地区もあれば、逆にアパートが立ち並び、若い方が多いが近所の付き合いの少ない地区もあるなど、それぞれの地域でそれぞれの問題を抱えているのが現状である。そのような中で、自治会の役割は非常に大事であり、今回の地域自治組織の再編は、自治会活動が活発になるための取組の一つとして、担い手が不足する中で、自治会や公民館組織、その他の地域組織で多くの役職を特定の方が兼務されるような現状を、組織の一元化により解消するなど、活発な自治会活動が行えるような体制にしようとするものである。継続的に地域自治組織が元気で活動が行えるような環境づくりを行い、それぞれの地域にお住まいの住民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、住民の皆様が自ら助け合いながら、自治会活動を行うことの手助けを早めの対策として、取り組もうとしているものである。様々な意見もあると思うが、真摯に耳を傾けていくので、理解いただきたい。</p>
自治会長	<p>答えとなっていないところ、もう一度伺いたい。私の地域は限界集落であり、さらに高齢者が多く、助け合いが必要である。そこで自治会の取組の一つとして、ボランティアグループを立ち上げ、電球の交換や重い荷物の移動など、高齢者からの困り事の相談に対応するなど、ボランティアによる助け合い活動を行っているが、このようなことをこれから先、誰が担うのか。自治会が支援していこうという考えで取り組んでおり、それが自治会の役目であると思っているので、それをどうするのかという意見に対する答えをお願いしたい。</p>
事務局	<p>今の意見は、自治会の統合の話ではないかと思うが、地域自治組織の再編の検討を進める中で、当然、役員のなり手不足や人材不足という状況で、適正規模化、一定の規模でなければ、運営が難しいのではないかとこのことで、河辺地域では4つの自治会で統合の話を進められているのではないかと。植松地区については、ある程度、若い方がいるので、何とかできるが、周辺部には、ほとんどいないということで、全体で一緒になることによって、助け合いがもっと強まるのではないかと、むしろ、そうでなければ、助け合いができないのではないかとこの不安がある。そのために、組織再編の流れの一つに、適正規模化ということで統合を進めた場合は、一定の支援も含めて検討させていただくという内容を設けた。これは、周辺部や人口が少ないところに対しての支援措置の在り方として、検討しているところである。決して、周辺部を切り捨てるのではなく、全体の流れの中で、少ないところは一緒になる方策も考えていただく、大きいところは大きいところで、人が集まるような方策を今後考えていければということで、仕組みを考えているところである。</p>
事務局	<p>他に意見はないか。</p>
自治会長	<p>私の地域の自治会長、公民館長が検討会議の委員になっていないので、今日の機会に申し上げる。10年後20年後を見据えたというのが10年後20年後を見据えられるかという疑問が残る。</p> <p>新たな施設の名称について、市が大洲市コミュニティセンター条例を制定され、コミュニティセンターと謳われてもいいが、それぞれ33地区の施設を同じ名称でずっと続ける必要があるのか。地域ごとに相応しい名称</p>

	<p>を考え、市と協議をして、条例に入れることはできないのかという疑問がある。内子町に五十崎自治センターがあるが、内子町共生館と五十崎自治センターの2つの看板があるように、例えば、何々自治センターといった愛称を併記ができるのか、自治活動をする時に、地域で決めた愛称で行いたいと思うが、そういったことが必要なのかということがあるので、ご検討いただきたい。</p>
事務局	<p>10年後20年後が見据えられるのかは、指摘のとおりだが、何か問題が深刻化してからでは遅いので、早めの対策ということで申し上げた。</p> <p>施設の名称等についての意見については、確かに言われるように地域ごとに、それぞれ思い入れ等もあるので、今後、検討を進めていく上での参考にさせていただきたい。</p>
自治会長	<p>自治会が統合した時に、例えば、河辺であれば4地区あるが、1つに統合した場合に、残りの3地区を分館という形で残せるのか。それと、今ある分館もコミュニティセンターの分館という形になるのか。もし、分館となるのであれば、先ほどの助け合いなどが払拭されるのではないかと思うが、分館長の報酬というものもあるので、その辺りのところがどうなのかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>基本的には統合した場合に、1つがセンター、残りは分館という形になるので、引き続き、継続的に今までの分館活動は実施できる。</p>
事務局	<p>その他、意見等はないか。ないようであれば、次の項目の説明に移らせていただきたい。</p>
<b>項目3 協働による取組と組織体制</b>	
分館長	<p>協働というのは、自治会と市が協働することだと思うが、協働そのものの言葉の意味を教えてください。</p>
事務局	<p>大洲市地域自治推進条例の中で定義をしており、その定義で申し上げると、相互の自主性、そして、主体性を尊重し、対等の立場で連携し、協力をすることである。</p>
分館長	<p>相互の立場を尊重するのであれば、もっといろいろな意見を吸い上げる機会を作っていただきたい。資料は、検討会議が開かれた後にいただくが、それに対しての私たちの意見を吸い上げる機会というもの今回までなかった。相互が助け合いながらできているのかと、市に協働の意思はあるのかという思いが強い。</p> <p>そして、地域の学び事業、原則10名以上で構成するということが、これまで推進してきた生涯学習を衰退させないのであれば、その辺りに柔軟性を持たせるということも考えられるがどうなのか。</p>
事務局	<p>市と自治会が協働するとなっているにも関わらず、相互の意見を集約するような働きかけが足りないとの指摘を真摯に受け止めさせていただきたい。市としては、地域自治担当職員等を通じて、意見と相談があれば、随時、頂戴したいということで、実際にいくつかの自治会から説明に来て欲しいという話や、疑問に関して直接、電話でやりとりなどしていることはあるが、そこら辺り、皆様への周知や説明が足りなかったことについてはお詫び申し上げます。今後においても、何かあれば、随時、連絡いただきたい。説明が必要ということであれば、地域の方にも出向く考えである。また、年が開けたら、準備ができ次第、地域の皆様に説明する機会も作る予定である。自治会の皆様と協働という考えは、常に念頭に置いているので理解いただきたい。</p>

分館長	田処小学校が11年前に廃校となったが、その時の統廃合補助金については、期限を切らないとなっていたことが、数年前に期限はいつまでということで、すべて上意下達の形である。この自治会と公民館の在り方については、そういう形ではなくて、協働であっていただきたい。
自治会長	私の地区では、大体25日に区の常会を開いている。今月上旬に連絡のあった事前意見書の提出期限が18日だったので、地域の意見を聞く時間がなかった。少なくとも、区長の意見が聞ける期間を与えていただきたい。このような大事な事が、私一人の考えで進んでいくものではない。やはり地域の意見を聞きながら進めていくべきだと思う。この地域自治組織の再編は、地域にとって大きな問題だと思っているので、ぜひ、役員会や常会で説明ができる期間をお願いしたい。
事務局	会議の都合で、短期間での提出をお願いしたことについてはお詫び申し上げます。ただ、今後において、地域住民の皆様の意見を聞き、その取りまとめについては、来年に各地域に説明に伺う機会もあるので、そこで意見をいただきたい。また、随時、電話でも地域自治担当職員を通じてでも構わないので、いつでも意見は伺う。説明が必要ということであれば、地域に出向く考えでいるので、今後とも引き続き、協力いただきたい。
自治会長	地域の学び事業の部分だけ、原則10名などと実施にあたって具体的に入っているが、このような大きな会議では、大枠で示して、具体的なことについては、今度、協定を結ぶ時に、自治会が主体的に地域の意見を聞いて、必要な学級を実施できるように反映すればいいことで、少し具体的に足りすぎているということに違和感があったので申し上げた。
事務局	確かにこの部分のみ具体的に書き過ぎているかもしれないが、社会教育の統計上、このような言葉を使った学級があるので、例示として挙げさせていただいているが、この枠が変わってきている事情もあるので、地域で新たな学習に取り組んでいただきたい。例示にとらわれることなく進められることに対しても支援させていただきたい。
事務局	他に意見等はないか。ないようであれば、次の項目の説明に移らせていただきたい。
<b>項目4 地域振興一括交付金</b>	
自治会長	大洲市地域自治推進条例第6条からの条文は、簡潔に言えば、市と自治会が協働して地域づくりに努めるということであり、区入りをしている、していないということではなく、地域の事業所で働いている方も区入りをしてない人もすべての方が広く地域自治活動に取り組もうということでは読み取れない。区入りしている人を中心に地域自治活動に取り組むとは条例上で謳っていない。それをもとに交付金を交付して、市としても支援すると、さらに、区入りは必要だから、市も自治会も区入り促進に努めようということで宣言をされた条例である。例えば、子どもや高齢者を区入りの有無で区別するのか。地域自治活動というのは、全市民を対象にしないと救われないことが沢山あるのではないかと。自主防災組織もしかり、全市民を対象に取り組んでいるのであれば、基本的には、市が区入りを積極的に進めることとし、全市民を対象にした交付金ということを中心にしていただきたい。世帯割と人口割が50%あったのを20%と大幅に減らし、区入り世帯割をすごく増やしている。平成27年に自治会と区長会が統合した時、自治会の中に行政連絡部会を設置し、区長会の機能を移した。その区長業務に関する経費については、自治会の交付金で交付するこ

	<p>とになったが、区長業務自体は区入り世帯を中心にした活動なので、区入り世帯割が50%を確保され、区入り世帯以外の住民もいるので、全体の世帯割が10%になっているのだと解釈している。やはり全市民を対象にして様々な地域づくりに取り組むことが基本でないといけない。例えば、自主防災組織は区入り世帯割がない。避難に関して、区入りの有無で区分することはできない。それ以外の事業もそうであるため、現在の人口割25%と世帯割25%で5割となっているものと思っていた。今回の見直しでは、区入りしていない人も配慮していると綺麗事を言われるが、割合が大幅に減っている。地域自治活動は、全市民を対象にした取組をお願いしたいということで、市が応援するのが本当ではないか。交付金の中には、区入りしていない人の分も含まれているから、その人のために使わないのがおかしい。全体の人口割と世帯割を入れた上に、二重に区入り世帯割を増やしていることについては、見直しの範囲を超えたものである。お金に関する基本的なことについては、本当に慎重に検討していただきたい。市は、区入り世帯だけを中心に自治会活動に取り組むよう進めるのか。区入り世帯を対象とした自治会活動が多く占めているという実情を踏まえてと言われるが、どのように実態を把握されているのか。平地区は1,800世帯あるが、活動などを掲載した自治会だよりを全世帯に郵送し、みんなと一緒にやりましょうということで取り組んでいる。その基本的な部分を押さえ、交付金についても慎重に、つまり急がないようにしていただきたい。平成27年に均等割を40%から50%に見直したものを、地域の状況が変わったから30%に減らすと、この数年間でどんなに変わったのか。大きな見直しをこの地域自治組織の見直しの中でされるのは納得いかない。それと、交付金の改正前後の比較をみると、役員報酬の増額分22万円が含まれているが、33自治会で726万円になるところ、実際には516万円しか増えていない。それと、区入り世帯割を全体の50%にした結果の表、これも増額分22万円を加算しているから、全体的に増えたように見えるが増えた自治会が21、減った自治会が12あった。この22万円を除いて比較した結果、増加11自治会、そのうち2割以上の増加が1自治会あった。1割以上の増加が4自治会、逆に減額が全体の3分の2で21自治会あった。それと現行の交付金が400万円ぐらいの自治会があるが、毎年2割以上84万円、年間の交付金が増える計算になっているような見直しをされるのであれば、本当に慎重にしていただきたい。このことを自治会だよりも載せようかと思うが、それはまだ決めていない。地域の様々な課題を解決するためには、地域の実態がどうか言う前に、市としてどのような制度で交付するか、その交付金の考え方の指導もしていただきたい。</p>
事務局	<p>均等割が減少しているのは、以前の交付金を算定した後に、道路環境整備事業交付金、いわゆる市道の延長割で周辺部に多く配分する交付金を設置した。当時は、草刈りなどが大変なので、均等割を増やさないといけないのではないかという意見を踏まえ、均等割を増やしたが、今回、道交付金が設置されていることから、適正規模化の考え方とあわせて、均等割を減らさせていただいたというのが現状である。それと、区入りに対する活動に関して、どのように実態を把握しているのかとのことだが、以前、自治会を回った際に、概ね活動の内容としては、区入り世帯を中心という話を伺ったことを踏まえて、今回の算定となった経緯がある。</p>

自治会長	区入りを中心に活動しているのは事実であるが、自治活動というのは、基本的に違うのではないかと、交付金は全市民を対象とする趣旨で、区入りしていない人も対象に様々な活動ができるようにするものである。全体の区入りも含めた人口割と世帯割で1回配分しているのに、その中の区入り世帯だけをまた余分に交付する。今回の見直しで、いきなり世帯割10%・人口割10%に減して、区入り世帯割は重複して50%にした結果、1自治会の交付金が2割も増えていくような試算でいいということについては、私自身、理解ができない。
事務局	今の活動の内容であるとか、そのような部分も調査をした上で、改めて回答させていただきたい。
	<b>【市長退席】</b>
自治会長	地域によっては、区として成り立っていないが人はいるという地区があるが、そういう地区をどうするのかということになる。例えば、世帯割と人口割、区入り世帯割を足すと70%に、人口密集地の方がいいと、周辺部は切り捨ててというように感じる。自主防災にしても今まで均等割が80%あったものを、なぜ50%にする必要があるのか。周辺部の人口の少ない地区は、災害があってもいいのかと、予算は付けないのかと、周辺部こそ、人助けが必要ではないか。これから先、周辺部の行政区は、益々、区として成り立っていかなくなるどころが増えるが、1人でも1つの区として扱えるのか、2人でも扱えるのか、その辺りの限界も少しお聞きしておきたい。何人、何世帯であったら、区として成り立つのか。また、そういうところに対しては、どうすればいいのかをお伺いしたい。
事務局	交付金の均等割が下がった部分については、先ほど申し上げたように道路環境整備事業交付金を新たに導入した関係もあり、周辺部に対して一定の措置がされたことが1点と、もう1点、自主防災の均等割が50%に下がった部分については、防災訓練や備蓄の食糧確保等、世帯数に関わって、そのようなものを用意する必要があるということから、世帯割を増加させているというのが根拠である。 あと、1つの行政区で、5世帯以下の行政区については、現在、統合のお願いをしている。従って、行政区の統合とあわせて、河辺地域では、自治会の統合を併せて進めていただいていると伺っている。
自治会長	道路環境整備事業交付金の分で減っているという説明があったが、実際には、これだけでは足りない。自治会の一般財源から支出しないといけないほど広範囲である。交付金の対象範囲には、農道などの連絡道が含まれていないが、隣の地区に行くために必要なもので、草刈をしている。一括交付金の均等割をそこに足すような状況である。
事務局	道路環境整備事業の交付金が足りないということだが、改めて、その部分も調査し、精査をさせていただきたい。
事務局	その他、意見はないか。ないようであれば、次の項目の説明に移らせていただきたい。
<b>項目5 職員体制の強化・支援</b>	
自治会長	自治会長とセンター長の業務分担について、この組織再編が行われた場合に、今まで公民館長が担ってきたことを自治会長が責任を持つことになる。資料に自治会の組織図があるが、この生涯学習を組織再編後に自治会長の下で取り組むことになった時に、生涯学習部会を設置するから、生涯学習部会長に担わせたらいいのではないかと。そうすると、これだけの

	<p>ことを公民館長が年間36万円で担っていたが、部会長になれば、そこまで手当を出せない。そうすると人材が確保できるかどうかと、後任の自治会長にお願いするとは中々言えない。センター長の役割を明記してしまえば、助けはするが、責任は自治会でお願いするということになり兼ねないので、センター長の役割ということを少し考えていただきたい。</p> <p>それから、総務部長も教育部長もおられるので尋ねるが、地域の代表者というのは、一体誰だとお考えか。</p>
事務局	新しい組織では、自治会長が地域の代表者である。
自治会長	今はどうか。
事務局	今は、それぞれ分担しているので、第一が誰かという順位はない。
自治会長	もう何年か前に自治会制度になっているのではないか。
事務局	まだ公民館があるので、2つが協働してということになっている。
自治会長	<p>協働になっているが、公民館長は生涯学習など教育に関すること、他のことはすべて自治会長が担っている。なぜ、このようなことを申すかというと、福祉会館の運営審議委員会の委員には、地区住民の代表者や学識経験者などが就任するようになっている。3年前に、地区社協会長を兼ねた自治会長の私から、次から自治会長という肩書きでお願いしたところ、それは出来ないと言われ、自治会長は、地区住民の代表者ではないのかと尋ねたが、本庁の取扱いが変わらないので出来ないという返事だった。このようなことだったら、組織の再編をすれば、様々なところに影響を及ぼすので、早急に洗い出して改善しなければならない。地区社協会長と自治会長、別々の人であれば、自治会長は運営委員になれない。地区住民の代表者でありながら委員になれないのはおかしくないか。その辺りも見直して、組織の再編を進めていただきたい。</p>
事務局	福祉会館のことは存じているが、その辺りのことも確認しながら進めていきたい。
自治会長	<p>行政が関連する協議会などの役職に、自治会長などを充て職とするような考えを見直していただきたい。一人一役で責任を持ってもらうということの基本にしないと、特に高齢化が進んでいる地区では中々人選も難しくなってくる。1人が1つであれば、何とかしないといけないという責任を持つ。そういう責任感を植えつけるような方法をお願いしたい。この人は、できる人だからといって、何もかも押し付けるようなやり方ではない。その辺り、行政としての立場も考えていただきたい。</p>
事務局	今後、必ず職名で充てるように言わないことも含めて、整理・調整していきたい。
自治会長	<p>集落支援員とセンター職員とあるが、集落支援員という名称は聞きなれないが、国の制度で補助金があるのか。</p> <p>それと、センターの中には1人や2人程度の職員数で、センターの管理だけのセンター職員と集落支援員という2人の役で区分すると、相互に協力してやらないとできないのに、私の仕事はここまでと線引きされることも考えられる。集落支援員という名称ではなくて、センター長とセンター職員として、その中の事務分掌で業務を分けるようにしていただきたい。2人しかいないセンターで名前を分けることに納得いかない。集落を支援するのは行政の立場である。これから自治会が自主的に取り組むということで、自治会の職員が地域に入って取り組むのに、集落を支援するという考えがしっくりこない。</p>

	あと、私の自治会では、公民館長が自治会の事務局長と、生涯学習部会長を兼ねている。公民館にいつも勤務され、職員やその事務を見るなど、事務局の役割をしているので、そのような感じで考えるかと思っていたが、センター職員と集落支援員については、ずっと分からない。
事務局	集落支援員については、補助金ではないが、特別交付税ということで一定の金額が措置される都合上、集落支援員とセンター職員という表記で分けている。今、言われたとおり、市も一番の課題として、集落支援員とセンター職員と一緒に動かないと回らないと思っている。その考えは一緒であるため、表記の仕方をこのように分けているが、地域での説明や新たに方針を決めていく流れの中では、一緒に業務ができるようにという考え方を改めて整理させていただききたい。資料の中で同じ色を使って、最終的な4年目以降の体制の中では、一体的に業務ができるという表記をしているが、表記の仕方については、改めて検討させていただきたい。
自治会長	集落支援員というのは、市が雇用して配置するから、それに対して特別交付税があるのだろうが、自治会が雇用する職員なのに集落支援員という名称を残すというのは、よく分からない。
事務局	直営の間は、会計年度任用職員の集落支援員として委嘱するが、自治会の雇用になった場合には、委嘱だけは集落支援員という形とする必要がある。雇用自体は自治会となるので、それに必要な経費については、一括交付金等の中で算定し、その分を支給するという流れであるが、その点も含めて、改めて名称も検討させていただきたい。
分館長	集落支援員が会計年度任用職員ということは、直営の2年目、3年目になると、その年度ごとに雇用をすることだろうが、これは元市職員の退職されたような方が、これに該当して配置されるのか。或いは、全く市の行政を知らない人でも可能なのか。
事務局	市が考えているのは、地域で担っていただける方を人選していただきたいという考えである。
分館長	それなら、この直営の2年目、3年目は、証明書等の発行も行われている時期だが、市の行政を全く知らない方がこの業務ができるのか。
事務局	今の職員が証明書発行等を一緒に行いながら、引き継ぎしていきたいということで、まず、2年目、3年目の体制に向けて、1年目に支援をさせていただきたいと考えている。
分館長	了解した。ただ、守秘義務について、行政事務に関わるのが、この集落支援員だろうと思うので、その点が少し気になるというところがある。
事務局	当然、市の会計年度任用職員なので、地方公務員法に基づく職員であるというところで守秘義務等が適用される。また、そういう取扱いもあるので、コンプライアンス研修を実施しながら、職員の皆様の意識の向上を図っていききたいと考えている。
分館長	了解した。任用されて1ヶ月で辞めてしまうというようなことのないようにお願いしたい。
事務局	その他、意見ないか。
自治会長	職員体制で、まずは1年目が令和6年4月からということになるが、その時に、私の地域では63歳で市役所を退職した職員が公民館主事となっているが、その職員がその年には65歳になる。そうすると66歳になる年に引き継ぎをするかどうかということになる。もし、退職となると、他の者がゼロベースで公民館事業を引き継ぐということになると非常に難し

	<p>いことになるかもしれないので、その対策をしてもらいたい。</p> <p>それと集落支援員について、どうしても集落支援員が公民館主事の後釜という感覚がある。集落支援員になったが、給料は15万600円、継続しているセンター職員がいれば、給与は逆転するという、安い方が責任を担わされるような感じがするので、その辺りのフォローをしていただきたい。また、集落支援員やセンター職員が各自治会にすべて揃っていくのかという心配があるが、もし、揃わなければ、直営が4年以降も続くという形になると思うが、集落支援員のなり手がいるのか、私はどうなのかと危惧している。</p>
事務局	<p>人事の関係については、総務課と相談する際に、皆様からそういう声があることを伝えながら、調整させていただきたい。継続した場合の給料については、基本的には現給を保障させていただく関係もあるので、雇用の時期の給与の状況を踏まえて、改めて相談させていただきたい。</p>
公民館長	<p>資料の中の現行の体制イメージは肱南公民館となっているが、肱北公民館には3つの分館があり、それが独立するが、直営1年目の運営にあたっては公民館主事がそれぞれに配置されるのか。今の肱北公民館の主事が3つの分館を見るのかを教えてください。</p>
事務局	<p>肱北公民館エリアで言えば、4つのセンターになるという考えである。ただ、独立したセンターになるということで、今の事業が実際できるのか、管理ができるのかということも不安があると思うので、まず、移行1年目については、試行期間ということで捉えさせていただいて、事業をしながら、各センターや自治会で、その事業や施設の管理ができるかどうか、その状況を見て、2年目以降の職員体制を判断していきたいと考えている。</p>
自治会長	<p>1つの公民館の中で、4つのセンターになるが、この移行1年目で本館の主事が4つのセンターを見ることは不可能だ。1つ、2つであれば、可能かもしれないが、4つのセンターを1人の主事が対応することは、物理的にも非常に難しい。それと最終的には、4年目から指定管理となる計画があるので、その指定管理になるにはどのようにして、今後、この3年間でどう過ごしていくのかという具体的な説明がないと分からない。3つの分館は、どのような形で今後進めていくのか。公民館主事を配置していただかないと他の分館との整合性が取れない。その辺りを具体的に明示していただかなければ、我々も次のステップに繋がる計画ができないということである。</p>
事務局	<p>今の意見は、市としても心配をしているところである。確かに他の自治会については、1人で1つのセンター移行に向けての引き継ぎということになるが、1人で4つのセンターということになると、主事の負担も大きくなるので、その辺りは、本庁の対応できる職員が支援するという形で応援はさせていただきたい。また、実情に沿った具体的なことを提示していただきたいとのことや、イメージできないとのことについては、この説明会以後、年が明けたら、各地区の方に出向いて説明、相談をさせていただくので、個別の事情については相談等をさせていただきながら、きちっとした形で引き継ぎができるよう、市としても最大限の支援をしてまいりたい。</p> <p>その他、意見はないか。</p>

公民館長	初任給が15万600円となっているが、扶養手当なども支給されるのか。15万600円では、一家を支えるような人を雇用することはできないので、職員を確保していくには、それなりの保障的な給与体系を考えていただきたい。
事務局	今の意見を十分参考にしながら、基本的には今の給与規程に基づいて対応していくということになるが、その辺りもしっかりと考えながら、検討していきたい。今の意見は意見として承りたい。
事務局	その他、意見はないか。 少し時間が長くなってきたので、ここで一旦休憩を挟みたい。時間になる前に席にお戻りいただきたい。 【休憩】
<b>項目6 自治会に対する支援</b>	
事務局	この項目に関しては、事前の意見等はないが、何か質問や意見等があればお受けする。
分館長	市政懇談会については、田処と柳沢は、大変田舎であり、私たちが市長や部長の顔を拝見する、またとない機会だが、市長任期中4年に1回ということになると、各区長の任期は、柳沢地区は2年なので、1度も意見を述べることなく終わってしまう区長も出てくる。できれば、従来どおり、2年に1回でお願いをしたいが、その開催回数で、随時追加開催という言葉があるが、地区側が希望した場合には、この随時に該当するのか。
事務局	随時開催は、主要施策の重要案件などを説明する場合に当たり、地区からの要望もその随時開催に当たるのかということについては、申し訳ないが想定していないので、また、今後の検討課題とさせていただきたい。意見を承ったということでご了承いただきたい。
分館長	私たちにとっては、市の部長が周辺地域を訪れていただくことで、この地域へ行くのは、これほど遠いのかと、車がすれ違えないところがこれほどあるのかということを知っていただくことが1つの大きな目的なので、4年に1回ではなくて、2年に1回程度は足を運んでいただきたいというのが本当の思いである。
公民館長	施設予約等のデジタル化の検討について、肱北公民館が若宮分館と田口分館に分かれているが、そうなれば、若宮分館に喜多小があり、田口分館に北中があるが、鍵の管理というのは、それぞれに移行するのかどうか伺いたい。
事務局	それぞれの自治会と協議をさせていただいて、例えば、田口分館で管理する方がいい、若宮分館で管理する方がいいということになれば、そのような体制での鍵の管理は可能であるため、個別に協議をさせていただきたい。
公民館長	不正行為等の対応だが、例えば、センターで自治会を担当している職員が、自治会のお金を2,000万円ほど着服した場合は、センター長が責任を取るのか、自治会長が責任を取るのか。そこの辺りが分からない。
事務局	自治会長は自治会のお金を管理する。センター長は、あくまでも施設を管理するというのが業務になっているので、その違いということの流れの中での整理になってくる。
事務局	その他、意見はないか。ないようであれば、次の項目の方に説明を移らせていただきたい。

項目7	避難所の運営
項目8	社会体育施設等の管理
項目9	自治会と各種地区組織との一元化
自治会長	まず1点目、避難所の手当支給について、平成30年の豪雨災害の時の考えると、7月7日に床上浸水、床下浸水が多く発生したので、そのゴミが公民館に山のように積まれた。このまま放っておけば、火事が起きていけないから、地元で片付けようということで、区長にお願いして、8名が軽4台を出して平野まで4回往復した。それが7月22日だったが、そういう時の手当の支給は請求できるのか。
事務局	手当については、あくまでも避難所開設運営に従事していただいた方を対象としている。発災時の災害ゴミの撤去等に従事していただいた方についての手当になると、今後の検討課題となる。いただいた意見を参考に今後どういう対応がとれるか一緒になって考えていきたい。
自治会長	その都度、対応を検討していただくということで構わないか。もう1点は地区社協について、新谷地区の社協事務局を主事が担っており、赤い羽根の共同募金などは、公民館の窓口で区長に集めていただいたお金を預かり、市社協に提出している。事務局が市社協に移るということは、それら全部を市社協が行うのか。
事務局	事務局は移るが、これまでどおり、区長に協力をお願いしたい。集めていただいた募金をセンターで預かっていただければ、市の社協が取り来るというような形での協力をお願いしたい。
自治会長	結局は今までどおりということで変わったものではないということか。
事務局	流れ的にはそうなる。
自治会長	事務局が移行しても、結局は地元でやらないといけないということか。
事務局	そういう募金などの取り扱いについては、引き続き、ご協力をお願いしたいと考えている。
自治会長	了解した。
自治会長	<p>避難所の運営について、いわゆる市指定の避難所は、自治会が開設責任者になるのではなくて、市が指定した避難所であれば、その指定管理者の施設になったとしても、開設責任者は市であるべきではないのか。そのようにしていただきたいのは、夜間は市の職員であれば遠方になるかもしれないからと言われるが、自治会の役員も常時、家にいるわけではないので、避難所の運営管理の担当職員をいわゆる近くの市職員をそれぞれ配置して、そういう状態になれば、必ず市の職員が1人は避難所に来て、自治会と連携をして開設の運営に当たるという体制を作っていただきたいと思うがいかがか。</p> <p>また、各種団体の一元化について、自主防災組織は、自治会の自主防災部会と一緒にいるので移行するのは、何ら支障はないが、他の団体については、例えば、人権教育協議会や青少年育成協議会は、教育委員会などでそれぞれ事務局を持っているので、一元化での整理ではなくて、地区の協議会がいないのであれば、その設置主体が解散をしていただければ、自治会で必要な活動については取捨選択して取り組むことはできるが、自主防災組織のように自治会で判断はできない。また、これ以外に、例えば、スポーツ振興協議会などの様々な団体が地区にあるが、それらすべての団体を自治会に統合することができるわけがない。そのような地域団体の代表者がそれぞれの専門部会の委員になって、部会の活動と、それ</p>

	<p>ぞれの団体との活動を連携して、地域ぐるみで自治会運営をしていくことはできるが、自治会にすべて一元化するという事は到底できないのに、今回の公民館との再編の検討の際に、この5つの団体を絞って検討して、あえて一元化に早急に持っていくというのが理解できないところがある。</p>
自治会長	<p>各種地区組織の一元化の中で、部落差別の解消を基本とする人権同和教育は、行政の責任において推進すべきものであるため、今日まで社会教育行政の一端を担う公民館では、地区人権教育協議会を組織し、年間8万5,000円の補助金を活用し、人権同和教育を推進してきた経緯がある。今回の自治会と公民館との再編により、自治会の生涯学習部会での取組ということであるが、行政の責務である人権同和教育であるのに、行政の責任転嫁というか、住民組織への押し付けではないかという気がする。その辺り、きちんと整理をして、うまく取り組める方法の検討をお願いしたい。もちろん大事なことなので、自治会でということであれば取り組みますが、その辺り、行政の中できちんと責任を持って取り組める方法がないのかどうかをお願いしたい。</p>
自治会長	<p>行政の方で大洲市人権教育協議会などの会長を決められているが、その組織と合議して、こういう人権問題の大切なことをどうすればいいかなど内容を煮詰めて検討されたのか。安易な押し付けはいけない。</p>
事務局	<p>まず、指定避難所の開設について、市としては、現在のところ避難所の開設運営は、現状と大きく変わらないと考えている。ただ、発災時、確かに水害等については、雨量や今後の経過が分かる部分もあり、市の体制により職員で対応することは可能と考える。また、災害の種類によって、地震災害等になれば、避難所を開設するのに急を要する場合もあるので、その場合は地元自治会の皆様に開設をお願いしたいと考える部分もある。その辺りは今後、個々の自治会の皆様と協議をさせていただきたい。あわせて、自治会や自主防災組織の皆様と一緒に防災訓練等を実施しているので、引き続き、地元へ赴き、避難所開設訓練等を通じて、意見を頂戴して、対応させていただきたい。</p>
自治会長	<p>開設するという事は、開設責任者になるということではないか。あえて、自治会が開設するという部分を赤字で書かなくても、市が開設責任者なので、今までどおり対応して、ただ、地震などで市がすぐに行けない時には、当然、自治会が臨時に開設することはできるが、この資料のように記載をして、書類として残す必要があるのかどうかということが疑問である。</p>
事務局	<p>市から自治会に開設をお願いする形であり、市の責任において開設するという事でご理解いただきたい。</p>
事務局	<p>人権教育の関係について、先日の第2回人権教育協議会の中で話をさせていただき、特に意見、反応はなかったので、こういう方向で進めたいと考えている。</p>
自治会長	<p>大洲市人権対策協議会もあるが、その組織とも協議されて、そういう方向でいだろうという返答をいただいているのか。それと、1～2年前だったと思うが、そういう関連の法律が施行されたとなると、行政がこのように自治会に押し付けるのではなくて、教育部門で率先して推進する形で、今までの人権教育協議会などで推進しなければ、本当の推進はできないのではないか。</p>

自治会長	<p>地区自主防災組織は自治会内の組織なので、自治会に一元化することができるが、人権教育協議会や青少年健全育成協議会は、それぞれ市に上部団体があり、それぞれ行政も関わった団体を自治会が一元化して、すべてを受け入れることはできない。地区協議会自体を市が必要でないと思うのであれば、地区の協議会を解散し、その後、必要な活動を自治会で考えていくことになるが、その一元化での整理をするということは、行政が自治会に押し付けているのではないかという表現に思えてならないがどうか。</p>
事務局	<p>市の人権教育協議会を廃止するといったことは全くない。引き続き、啓発、対策等を進めさせていただくが、地区協議会の一元化については、各自治会において、個別の事情はあるが、今後どうするか再度検討させていただきたい。</p>
自治会長	<p>そうなると、人権教育の南予大会や愛媛県大会、全国大会など、これまで公民館などが段取りし、また取組発表などをしてきたが、それを各自治会に押し付けられたら、大会に参加する段取りや発表準備、旅費など全てを自治会が担うことで負担が増えるが、何のために大洲市に教育委員会があるのか。教育委員会があるのであれば、そこで率先して取り組むのが本当ではないのか。</p>
事務局	<p>少し誤解を与えるような表記になって誠に申し訳ないが、基本的には、今ある活動を引き続きできる体制をどのように確保するかという考え方で、一元化という表現になった。押し付けるという趣旨ではなく、今、取り組まれている活動が引き続きできる体制の流れの中で、今の現体制がいいのではないかという話を地域で話しながら進めていくというのがもともとの趣旨なので、意見のあった趣旨を踏まえて、改めて表記の仕方も含めて検討させていただきたい。</p>
自治会長	<p>市からお願いがあれば、私達も市民として、取り組まなければいけないのは分かるが、きちんとした法律があって、行政でその法律に則った指導などをするのが本当ではないのか。</p>
事務局	<p>また、整理をして、改めて提示させていただきたい。</p>
分館長	<p>避難所の運営の指定一般避難所について、4年前のような大洪水の時には、橋の向こう側にある田処小学校も田処分館も水に浸かるので行くことができない。その時には、私の家に来てもらい炊き出しなどいろいろしたが、田処地区に、もう1ヶ所、避難所を指定しておいていただきたいかがか。</p>
事務局	<p>田処地区などの指定避難所について、現在、市としては基本的には、市の施設を指定避難所として指定しているという経緯がある。その他の避難所については、地元で協議をして、避難所として避難をしていただくというのは、人命を守る行為であるので、大いに活用させていただきたいとお答えしている。その民間の施設を市の指定避難所として指定するという事については、ここで即答でき兼ねるので、今後の協議課題という形にさせていただきたい。</p>
分館長	<p>了解した。最後に1件、検討会議の委員を見てみると、各中学校単位でそれぞれ選出され、様々な検討をされてきたと思うが、新谷中学校区は誰も委員になっていない。長浜、肱川、河辺、大洲市内の各中学校区で考えていった場合に、次の会から、新谷か柳沢の誰か1人ぐらいは、委員に追加してもらえればありがたい。何か切り捨てられたような思いがずっとあるが、これが最後のお願いである。</p>

事務局	決して、新谷中学校、小学校の範囲を対象外にしたわけではないので、お許しをいただきたい。委員には、自治会連絡会議の役員、公民館長・分館長会の役員の皆様を中心として、あとはその規模によって、大規模の地区、中規模の地区、小規模の地区、そのような全体のバランスがとれた形で委員を選出させていただいたのが現状なので、ご理解いただきたい。
事務局	その他、意見はないか。
公民館長	以前、柳沢小学校が廃校になった時に、公民館を小学校の校舎に移転したいということで地元から市にお願いしたが、費用等がかかるためできないということで断念した。それならば校舎の早期取り壊しをお願いしていたが、昨年、教育委員会から旧柳沢小学校に公民館を移転してほしいとの話があった。エレベーター設置など施設を充実させる改修は市で行うということで、地域の人が公民館運営審議会等の役員を集めて説得をして、相当な意見はあったが了承してもらった。今回の組織再編によって、公民館がセンターとなるが、その時の約束は引き継がれるのかということと、センターに移行した後、改修等が発生した場合、工事や費用は市が負担してもらえるのか、不要となる公民館の維持費についても、指定管理の中に含まれるのかどうかなど、現在の体制の間に具体的な方向を教育委員会から教えていただきたい。
事務局	当然、引き継がれる。施設の改修等については、市が責任を持って行うので、そのことは、また地元と協議を進めさせていただきたい。まだ、全体の公民館の整備計画自体が固まっていないので、その辺りも協議させていただきたい。
自治会長	最後に確認したいが、激減緩和措置の適用イメージで、1年目から5年目まで100%という数字だが、これの算定は、現行の均等割50%、人口割25%、世帯割25%の算定で5年間は継続していくのか。新たな算定基礎になった場合にどういう計算となるのかを確認したい。
事務局	特例措置については、それぞれの年度で算定する金額になるので、今後の世帯の状況などで多少は増減するが、イメージとして、同じ4つの自治会の統合であれば、統合前の4つの自治会の交付金額をそれぞれの年度の算定基礎に基づいて算出していくという捉え方で理解いただきたい。
自治会長	来年に入り、もう1回検討会議があって、その後に各地区に説明という形になるが、今日の説明会に参加された方で、今度の検討会議に出られない方はたくさんいるので、今日の質問や回答をどのように周知してもらえるのかということが分かれば教えていただきたい。
事務局	これまでの検討会議の検討結果等については、市のホームページにも関係資料を掲載している。また、各地区の地域自治担当を通じてお知らせもしているので、今後においても同様の形で、きちんと協議内容や結果の情報が周知できるように引き続き行っていきたい。
自治会長	以前にも、こういう説明会を再々開いていただきたいとお願いしていた。委員として出ていない地区があるので、ホームページの掲載では、こういうことがあったという程度で細かいことが分からない。大事な事なので、できるだけ説明会を持っていただきたいとお願いしていた。市では明日から議会が始まるが、議会で質問されたら、その質問に答弁したことが既成事実になってしまうという心配もある。 また、来年の地区説明会については、完全に賛成、反対ではないが、それぞれの地区の責任者である公民館長、自治会長に、事前に地区説明会で

	<p>説明される内容を説明し、意見交換をしてから説明していただかないと、その説明会で進行する自治会長や公民館長が、それをどういう立場で、どういう立ち位置で受けたらいいのかということが心配される。十分に協議をしていただいて、十分に納得した上で事を進めないで、本当の自治会運営ができなくなり、地域力がなくなってしまったのではいけないので、急いで事を進めないよう、慎重に皆さんに説明をしていただいた上で、地区説明会を行うような段取りを組んでいただくよう要望する。</p>
<p>事務局</p>	<p>今ここでどういう対応をするというお答えはでき兼ねるが、今後、皆様に丁寧な説明していく。地域の皆様に説明する前に、関係者の皆様がどういふことで話が進んでいるかを理解した上での説明でなければということとは十分承知した。なお、検討の上、改めてどういう形で進めていくかということとは、お知らせをさせていただきたい。</p> <p>その他、意見はないか。ないようであれば、説明会を閉じさせていただきたい。</p> <p>先ほどからたくさん意見をいただく中で、やはり丁寧な説明ということが、きちんとできていないことについては、重ねてお詫び申し上げます。特に検討会議での委員の選定についても、どのような選び方をしたのかということも伝わっておらず、また、組織の一元化についても、少し表現が適切ではなかったことで、これらの組織がなくなってしまうのではないかと不安を皆様に抱かせてしまったということは、市の説明不足にあった。一元化は、これまで自治会や公民館で行っていたことについて重複している部分があるので、関係者の皆様の負担を軽減するという目的で、共通して取り組んでいることは一緒にするという趣旨での一元化ということである。従って、協議会がなくなってしまうのではないかと、市の責任において取り組まないといけないことを自治会に投げってしまうのではないかと誤解を与えたことについては、お詫び申し上げます。決して、そういうことではないということをご理解をいただきたい。</p> <p>それでは、本日予定していた項目、説明、質疑応答については、以上となるので、説明会を閉じさせていただきたい。</p>
<p><b>4 閉会</b> ・ 閉会あいさつ</p>	